

よこはま花と緑の推進リーダー育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「花と緑あふれる横浜」を目指し推進リーダーとして地域の実践的な活動を行うよこはま花と緑の推進リーダー（以下「推進リーダー」という。）の育成に関する事項を定める。

(推進リーダーの役割)

第2条 推進リーダーの役割は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緑化に関する知識や技術の向上
- (2) 推進リーダー同士の連携
- (3) 所属団体での活動の活性化
- (4) 所属している区での広域的な活動
- (5) その他、推進リーダーとしての活動目的を達成するために必要な活動 等

(育成の対象)

第3条 育成の対象は、よこはま緑の推進団体連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を構成する、各区連絡会に所属している会員とする。

2 推進リーダーとして積極的かつ自主的な活動を望む会員とする。

(事業の主催)

第4条 連絡協議会および公益財団法人横浜市緑の協会（以下「緑の協会」という。）の共催とする。

(主催者の責務)

第5条 連絡協議会と緑の協会は、よこはま花と緑の推進リーダー育成講座（以下「育成講座」という。）を開催しなければならない。

2 連絡協議会会長（以下「会長」という。）と緑の協会理事長（以下「理事長」という）は受講した会員を、推進リーダーとして認定するものとする。

3 連絡協議会、区連絡会および緑の協会は、認定された推進リーダーが第2条各号の役割を果たせるよう支援に努めるものとする。

(育成講座の開催)

第6条 推進リーダーとして活動するために必要な花や緑に関する基礎的な知識や技術、さらにリーダーとしての役割等について学ぶ6回程度の講座を開催する。

(受講の条件)

第7条 育成講座の受講希望者（以下「希望者」いう。）は、推進リーダー認定を受けることを前提に、必ず前条の講座を受講することとする。

2 希望者は、申し込み時に所属推進団体の代表及び所属区連絡会会長の承認を得ることとする。

(認定された推進リーダーの責務)

第8条 認定された推進リーダーは、よこはま花と緑の推進リーダー会（以下「リーダー会」いう。）に入会することとする。

2 リーダー会が計画する事業や研修等に必要に応じ参加し、第2条各号の役割を果たすものとする。

(推進リーダーの認定の解除、取り消し)

第9条 会長及び理事長は、認定者から登録解除申出書（第1号様式）により認定解除の申し出があったときは、認定を解除するものとする。

2 会長及び理事長は、推進リーダーに相応しくない行為があった場合には、認定を取り消すことができる。

3 会長及び理事長は、認定者と2年続けて連絡が取れない場合には、認定を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成24年5月9日から施行する。

この要綱は令和元年5月28日から施行する。